

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【公表番号】特表2003-519076(P2003-519076A)

【公表日】平成15年6月17日(2003.6.17)

【出願番号】特願2001-550166(P2001-550166)

【国際特許分類】

C 03 C 25/24 (2006.01)
G 02 B 6/44 (2006.01)

【F I】

C 03 C 25/02 B
G 02 B 6/44 3 0 1 A
G 02 B 6/44 3 7 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年11月27日(2007.11.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】光ファイバを被覆するための組成物であって、
15重量パーセント以下の量で含有されるオリゴマー成分、および
75重量パーセント以上の量で含有されるモノマー成分を含み、
前記組成物に前記オリゴマー成分が実質的に含まれていない場合に該モノマー成分が2
つ以上のモノマーからなり、前記組成物の硬化物が少なくとも650M Paのヤング率を有
することを特徴とする組成物。

【請求項2】前記オリゴマー成分は下記(I)、(II)、(III)または(IV)
式に基づく構造を有する一種類以上のオリゴマーを含む：

F₁ - R₁ [ジイソシアネート - R₂]_m - ディイソシアネート - R₁ - F₁ (I)

[式中、

F₁はそれぞれ独立に、アクリレート、メタクリレート、アクリルアミド、N-ビニル
アミド、スチレン、ビニルエーテル、およびビニルエステルからなる群より選択される反
応性官能基であり、

R₁はnを1~30の整数としてそれぞれ独立に-C₂-₁₂O-、-(C₂-₄-O)_n-、-C₂-₁₂O-(CO-C₂-₅O)_n-、または-C₂-₁₂O-(CO-C₂-₅NH)_n-であり、

R₂はポリエーテル、ポリカーボネート、ポリアミド、ポリウレタン、ポリ尿素、また
はこれらの組合せであり、

mは1~10の整数である]

多官能イソシアネート-(R₂-R₁-F₂)_x (II)

ポリオール-[(ジイソシアネート - R₂)_m - ディイソシアネート - R₁ - F₂]_x (III)

または、

多官能イソシアネート-(R₁-F₂)_x (IV)

[式中、

F₂はそれぞれ独立に、アクリレート、メタクリレート、アクリルアミド、N-ビニル
アミド、スチレン、ビニルエーテル、およびビニルエステルからなる群より選択される官

能基を表し、

R₁ は n を 1 ~ 10 の整数としてそれぞれ独立に - C₂ - 1₂ O - 、 - (C₂ - 4 - O)_n - 、 - C₂ - 1₂ O - (C₀ - C₂ - 5 O)_n - 、 または - C₂ - 1₂ O - (C₀ - C₂ - 5 NH)_n - であり、

R₂ はポリエーテル、ポリカーボネート、ポリアミド、ポリウレタン、ポリ尿素、またはこれらの組合せであり、

x は 1 ~ 10 の整数であり、

m は 1 ~ 10 の整数である。】

ことを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】 前記組成物の硬化物は少なくとも 1100 MPa のヤング率を有することを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】 前記モノマー成分は 80 ~ 99 重量 % の量で含有されることを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】 ガラス纖維と、

前記ガラス纖維を封入する 1 次被覆と、

前記 1 次被覆を封入する 2 次被覆であって請求項 1 から 4 いずれか 1 項に記載の特定の組成物の硬化物である 2 次被覆と、

を有する光ファイバ。

【請求項 6】 前記組成物の硬化物は少なくとも 900 MPa のヤング率を有することを特徴とする請求項 5 に記載の光ファイバ。

【請求項 7】 前記 2 次被覆の外表面の摩擦係数は 0.43 よりも小さいことを特徴とする請求項 5 に記載の光ファイバ。

【請求項 8】 1550 nm の波長におけるマイクロペンド減衰が 2.25 dB / m よりも小さいことを特徴とする請求項 5 に記載の光ファイバ。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

F₁ - R₁ [ジイソシアネート - R₂]_m - ジイソシアネート - R₁ - F₁ (I)

[式中、 F₁ はそれぞれ独立にアクリレート、メタクリレート、アクリルアミド、N-ビニルアミド、スチレン、ビニルエーテル、ビニルエステル、または当該分野で周知の他の官能基を含む反応性官能基であり、 R₁ は n を 1 ~ 30 、好ましくは 1 ~ 10 の整数としてそれぞれ独立に - C₂ - 1₂ O - 、 - (C₂ - 4 - O)_n - 、 - C₂ - 1₂ O - (C₂ - 4 - O)_n - 、 - C₂ - 1₂ O - (C₀ - C₂ - 5 O)_n - 、 または - C₂ - 1₂ O - (C₀ - C₂ - 5 NH)_n - であり、 R₂ はポリエーテル、ポリエステル、ポリカーボネート、ポリアミド、ポリウレタン、ポリ尿素、またはこれらの組合せであり、 m は 1 ~ 10 、好ましくは 1 ~ 5 の整数である。] なお (I) 式の構造中のジイソシアネート基はジイソシアネートの R₂ 及び / または R₁ への結合によって生成する反応生成物である。ここで云う「独立に」なる用語は各 F₁ は別の F₁ とは異なり得ることを示し、これは各 R₁ についても当てはまる。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0034】

多官能イソシアネート - (R₂ - R₁ - F₂)_x (II)

ポリオール - [(ジイソシアネート - R_2) $_m$ - ジイソシアネート - R_1 - F_2] $_x$ (I II)

または、

多官能イソシアネート - (R_1 - F_2) $_x$ (IV)

[式中、 F_2 はそれぞれ独立にアクリレート、メタクリレート、アクリルアミド、N - ビニルアミド、スチレン、ビニルエーテル、ビニルエステルや当該技術分野では周知の他の官能基などの1から3官能価の官能基を表し、 R_1 は n を1～10、好ましくは1～5の整数としてそれぞれ独立に - $C_2 - 1_2 O$ - 、 - ($C_2 - 4 - O$) $_n$ - 、 - $C_2 - 1_2 O$ - ($C_2 - 4 - O$) $_n$ - 、 - $C_2 - 1_2 O$ - ($CO - C_2 - 5 O$) $_n$ - 、または - $C_2 - 1_2 O$ - ($CO - C_2 - 5 NH$) $_n$ - であり、 R_2 はポリエーテル、ポリエステル、ポリカーボネート、ポリアミド、ポリウレタン、ポリ尿素、またはこれらの組合せであり、 x は1～10、好ましくは2～5の整数であり、 m は1～10、好ましくは1～5の整数である。] なお (II) 式の構造中の多官能イソシアネート基は多官能イソシアネートの R_2 への結合によって生成する反応生成物である。同様に (III) 式の構造中のジイソシアネート基はジイソシアネートの R_2 及び / または R_1 への結合によって生成する反応生成物である。